

[事案 2024-186] 損害賠償請求

・令和6年9月20日 不受理決定

<事案の概要>

母が契約した個人年金保険について、母の依頼にもとづき継続年金受取人を姉から申立人に変更し、母の死亡後、申立人は保険金を受領したが、姉から不当利得返還請求訴訟が提起され、姉への金員の支払いを余儀なくされた。この損害は、受取人変更届に自署を求めているなかった保険会社に責任があるとして、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、損害賠償請求が認められるためには、受取人変更届を作成する際に、申立人母に受取人変更の意思があったとの事実認定が必要となるが、申立人母が既に死亡している現時点においては、裁定審査会において、その事実認定をすることは困難であることから、申立てを不受理とした。